

決裁区分	部長	課長	課長代理	担当	起案	分類	0・2・4
丙	諸星	志村	志村	久保谷	石原	起案	29・6・2
						決裁	29・6・2
						施行	・

## 秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会		
	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 公共施設使用基準等調整 プロジェクトチーム		
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 29 年度 第 1 回 公共施設使用基準等調整 ワーキンググループ		
開催日時	平成 29 年 5 月 30 日 (火) 午前 10 時 0 分 ~ 午前 11 時 0 分		
開催場所	議会第 1 会議室		
出席者	生涯学習文化振興課長	カルチャーパーク課長	文化会館長
	図書館長	スポーツ推進課長	市民相談人権課長
	地域福祉課長	高齢介護課長	健康づくり課長
	森林づくり課長	高齢介護課主任主事(在宅高齢者支援担当)	公共施設マネジメント課長
	事務局	公共施設マネジメント課主査	
議 題	1 事務の進捗とワーキンググループの目的について		
	2 使用料の見直しに係る利用者等への周知について		
	3 規則案の調整と今後の作業について		
	4 附属設備及び貸出物品の利用料について		
	5 施設予約システムについて		
	6 券売機の調整等、各施設において必要な準備について		
配付資料	資料 1 条例案等修正概要		
	資料 2 条例案の概要(議案添付予定資料)		
<b>会 議 結 果</b>			
1 事務の進捗とワーキンググループの目的について			
① 議案を第 2 回定例会へ上程する予定で準備を進めている。これまでの経過から、総務常任委員会への付託が見込まれるが、その場合には関係課長に出席していただくことになると思われるので、出席を予定していただきたい。このWGは見直しWGを改組する形で、今後、減免等の使用基準を調整する場として継続させる。			
② 条例案の調整にあたって、各課へ内容確認を依頼した時点から修正した点は資料 1 のとおり。公民館の部屋の名称については、各地区のコミュニティの拠点として維持していくために相応な名称とした。			
2 使用料の見直しに係る利用者等への周知について			
① 条例案の議決後には積極的な周知をしていただくことになる。掲示やチラシ配付、運営委員会等への説明になるだろうが、各課が主体的に行っていただきたい。			
② 共通の掲示物等を作成する予定はあるか。 ⇒ 施設ごとに見直し内容が異なるため、共通の内容は施行日に関する事項のみになるだろうが、検討したい。			
3 規則案の調整と今後の作業について			
① 規則改正は各課対応となるが、副市長以上の決裁については取りまとめを行う。作業の目処としては 8 月末までに各課の作業を終えていただきたい。減免の規定については各施設共通の表現に改めることになるが、大枠は今後示していく。			
② 減免の規定について、各施設固有の規定は残して良いのか。 ⇒ 今回の基準の統一の目的は「同一団体が同一目的で利用する場合にはどの施設でも同じ条件で減免となること」であるので、共通の規定に該当する(置き換えられる)ものであれば、固有に規定しない方が利用者への説明もしやすい。ただし、陸上競技場のように、他に類似の利用が行われない施設は、その施設固有の規定を残すことを妨げるものではない。			
4 附属設備及び貸出物品の利用料について			

① 保健福祉センターにおいて、市民開放の光回線を使用してもらうため、Wi-Fiルーターの購入を予定している。新規整備であり、一定の回線使用料も発生するため、貸出物品の利用料として設定するか今後検討を行いたい。

5 施設予約システムについて

① 施設予約システムの改修（広畑ふれあいプラザ・末広ふれあいセンターは新規導入）について、情報政策課で改修の規模や影響範囲を調査しているが、移行に伴って各施設において事務作業（予約内容のバックアップや移行、帳票の確認等）が必要になる可能性がある。詳しい内容は追って連絡するので、留意していただきたい。

6 券売機の調整等、各施設において必要な準備について

① 券売機の金額調整が必要な施設は、議決後から適宜行っていただきたい。

② 見直しの実施にあたっては施設環境に対する要望が多くなるだろうが、施設整備の予算（補正など）はどのように考えているか。

⇒本年度は、新使用料の収入が実質3か月程度しかなく、その収入見込み額以内であれば補正もしやすいが、一般財源を捻出することは非常に厳しい状況にある。

備考